

事業者の方へ

## 工事等の契約期間の遵守について

市が発注する工事等については、監督員の指示に従い適正に履行し、契約期間を遵守してください。

契約期間の延長とは、下記の事例のとおり天候の不良や当初の想定と異なる施工条件等が発生したり、関係機関との調整の関係上、当初計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合にのみ行うものです。

このため、資材や労働力の確保の不手際、工程管理の誤り、受注者としての当然の注意、努力を欠くなど、受注者の責めに帰すべき事由により期間内に工事等を完了することができない場合には、市の契約約款に基づき損害金等の支払いを請求する場合がありますので、ご承知おきいただくとともに、工事等の期間の遵守についてご協力をお願いいたします。

### 記

1. 変更契約ができる場合（埼玉県「変更契約に関する基本方針」による）
  - (1) 地質、土質等当初予測の差異により行うもの
  - (2) 住民や関係受益者の要望による現地取合せのために行うもの
  - (3) 関係機関と現地調整により行うもの
  - (4) 事業又は工事の性格上、設計段階での正確な数量調査が困難なため、協議して施工した数量により行うもの
  - (5) 関連工事の仕様・施工条件の変更等により行うもの
  - (6) 関連工事の遅れにより行うもの
  - (7) 地下埋設物等の位置が不明により行うもの
  - (8) 予期せぬ自然現象により行うもの
  - (9) 法令又は基準等の改正により行うもの
  - (10) 著しい賃金又は物価の変動に基き行うもの
  - (11) その他、積算時において知り得ることが困難な、真にやむを得ないことにより行うもの

問い合わせ先 狭山市役所契約検査課  
04-2953-1111（内線3551）